

## 人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

平成27年2月20日条例第8号

最近改正：令和4年12月5日条例第9号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告の時期)

第2条 任命権者は、毎年8月末日までに、管理者に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(報告事項)

第3条 前条の規定により任命権者が報告しなければならない事項は、一般職に属する職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（第22条の4第1項又は第22条の5第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び法第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。以下「職員」という。）に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の人事評価の状況
- (3) 職員の給与の状況
- (4) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (5) 職員の休業の状況
- (6) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (7) 職員のサービスの状況
- (8) 職員の退職管理の状況
- (9) 職員の研修の状況
- (10) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (11) その他管理者が必要と認める事項

(公平委員会の報告)

第4条 公平委員会は、毎年8月末日までに、管理者に対し、前年度における業務の状況を報告しなければならない。

(公平委員会の報告事項)

第5条 前条の規定により公平委員会が報告しなければならない事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
- (2) 不利益処分に関する不服申立ての状況

(公表の時期)

第6条 管理者は、第2条及び第4条の規定による報告を受けたときは、毎年9月末日までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び第4条の規定による報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第7条 前条の公表は、インターネットを利用して閲覧に供する方法により行う。

(施行の細目)

第8条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年4月1日条例第6号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例第3条の規定は、この条例の施行後にされる人事行政の運営の状況の報告について適用する。

附 則 (令和4年2月18日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年12月5日条例第9号)

この条例は、令和5年4月1日から施行する。